

国民健康保険事業特別会計予算

歳入

科 目	本 年 度	前 年 度	増 減 額	増 減 率
	千円	千円	千円	%
1 国民健康保険税	9,947,665	10,267,218	△ 319,553	△ 3.1
2 使用料及び手数料	2	2	-	-
3 国庫支出金	9,590,537	8,789,801	800,736	9.1
4 療養給付費等交付金	2,047,556	1,765,795	281,761	16.0
5 前期高齢者交付金	7,695,555	5,520,793	2,174,762	39.4
6 県支出金	1,733,592	1,694,549	39,043	2.3
7 共同事業交付金	4,315,869	3,802,543	513,326	13.5
8 財産収入	250	566	△ 316	△ 55.8
9 繰入金	2,069,632	2,043,397	26,235	1.3
10 繰越金	2	2	-	-
11 諸収入	57,749	59,699	△ 1,950	△ 3.3
歳入合計	37,458,409	33,944,365	3,514,044	10.4

歳出

科 目	本 年 度	前 年 度	増 減 額	増 減 率
	千円	千円	千円	%
1 総務費	472,534	454,516	18,018	4.0
2 保険給付費	25,730,735	22,669,006	3,061,729	13.5
3 後期高齢者支援金等	4,529,987	4,102,579	427,408	10.4
4 前期高齢者納付金等	12,903	5,526	7,377	133.5
5 老人保健拠出金	23,191	718,999	△ 695,808	△ 96.8
6 介護納付金	1,962,270	1,778,790	183,480	10.3
7 共同事業拠出金	4,315,889	3,802,563	513,326	13.5
8 保健事業費	275,406	277,626	△ 2,220	△ 0.8
9 基金積立金	250	566	△ 316	△ 55.8
10 公債費	500	500	-	-
11 諸支出金	34,744	33,694	1,050	3.1
12 予備費	100,000	100,000	-	-
歳出合計	37,458,409	33,944,365	3,514,044	10.4

1. 加入世帯数・被保険者数 ※ ()内は21年度当初

	加入世帯数	被保険者数
一般	54,700世帯 (52,000世帯)	97,300人 (91,400人)
退職者	3,200世帯 (2,300世帯)	7,100人 (6,100人)
計	57,900世帯 (54,300世帯)	104,400人 (97,500人)

2. 国民健康保険税率 ※ ()内は21年度当初

	医療分	後期高齢支援金分	介護分
所得割	7.4%(7.4%)	1.8%(1.8%)	2.0%(2.0%)
資産割	14.0%(14.0%)	0.0%(0.0%)	0.0%(0.0%)
均等割	29,000円(29,000円)	7,400円(7,400円)	9,400円(9,400円)
平等割	25,500円(25,500円)	5,800円(5,800円)	6,100円(6,100円)
課税限度額	500,000円(470,000円)	130,000円(120,000円)	90,000円(90,000円)

吉井支所所管区域(H27年度統一)

	医療分	後期高齢支援金分	介護分
所得割	6.3%(6.0%)	1.8%(1.7%)	1.5%(1.3%)
資産割	27.0%(30.0%)	0.0%(0.0%)	0.0%(0.0%)
均等割	17,000円(15,000円)	9,500円(10,000円)	11,500円(12,000円)
平等割	23,500円(23,000円)	800円(0円)	1,000円(0円)
課税限度額	500,000円(470,000円)	130,000円(120,000円)	90,000円(90,000円)

3. 国民健康保険制度等

・自己負担割合

就学	70歳	74歳	75歳～(後期高齢者医療制度)
2割	3割	一般2割(3割)	一般1割(3割)

・70～74歳は1割に凍結1年間延長 ・()内は現役並み所得者

・自己負担限度額(70歳まで)

上位所得者	150,000円+[(実際にかかった医療費-500,000円)×1%](83,400円)
一般	80,100円+[(実際にかかった医療費-267,000円)×1%](44,400円)
市民税非課税世帯	35,400円(24,600円)

・自己負担限度額(70～74歳) 原則定率1割負担、現役並み所得者については定率3割負担。

	外来限度額(個人毎)	外来+入院限度額(世帯毎)
現役並み所得者	44,400円	80,100円+[(実際にかかった医療費-267,000円)×1%](44,400円)
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

※ ()内の額は、過去1年間の4回目以降の自己負担基準限度額

・高額医療費・高額介護合算制度

国保と介護の両方に自己負担がある場合、その両方の自己負担額を合算して、一定の限度額を超える自己負担については、高額介護合算療養費として支給する。

	国保＋介護保険(70歳未満を含む)	国保＋介護保険(70歳から74歳)
上位所得者	1,260,000円	670,000円
一般	670,000円	560,000円
低所得者Ⅱ	340,000円	310,000円
低所得者Ⅰ		190,000円

4. 出産育児一時金(H21.10改正) 38万円 → 原則42万円

5. その他 葬祭費、特定健診、特定保健指導、人間ドック助成など